平成２３年（フ）第１８７７号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目11番78号
債務者　福嶋小百合
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８０号
神奈川県藤沢市獺郷736番地の10
債務者　小野美津枝
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８９０号
横浜市南区中里１丁目17番16号　中里苑211号
債務者　中原　利子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５号
青森市橋本２丁目11番４号　キャッスルミネルバ201号
債務者　花田　初枝
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４２３号
山形市北町２丁目５番19号
破産者　五百川好則
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産者から破産法218条１項１号による破産手続廃止の申立てがあったので、これを相当と認める。
山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１８８９号
最後の住所宮城県宮城郡利府町菅谷字産野原56番地３
破産者　被相続人亡杉本博の相続財産
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
茨城県結城市大字結城10592番地
破産者　有限会社遠井砿油
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４６２４号
大阪府八尾市東山本新町９丁目３番21号
破産者　株式会社創美金属
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８２号
大阪市中央区備後町１丁目６番１号甲賀ビル４階
破産者　エクセルショウエイ株式会社
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７０４号
大阪府茨木市横江２丁目３番37号
破産者　株式会社フジ技研
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７号
大阪市淀川区西中島７丁目16番76号
破産者　中央ピーエス株式会社
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５号
島根県雲南市大東町大東1742番地１
破産者　有限会社飛田製粉製麺所
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８号
島根県松江市古志原３丁目15番１―201号旭が丘アパート１号棟
破産者　小早川廣美
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町820番地１
破産者　吉儀　恵子
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６３９号
広島市東区矢賀３丁目８番16号
破産者　株式会社ジェーシーネットシステム
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０８号
広島市安佐南区伴東８丁目60番16号
破産者　株式会社宮田軽天サービス
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４号
香川県三豊市豊中町上高野670番地１
破産者　ＰＦＰ株式会社
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２０年（フ）第５１５号
熊本市鹿帰瀬町617番地
破産者　勢田　孝徳
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部